

清水町企業人材確保支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 清水町企業人材確保支援事業補助金については、予算の範囲において交付するものとし、清水町補助金交付規則（平成元年清水町規則第10号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、人材不足の課題を抱える町内の事業者に対し、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用した際の手数料を補助することで、企業と求職者のマッチングを支援するとともに、雇用機会の創出や職場定着につなげ、継続的な雇用への促進及び定住促進に資することを目的とする。

(交付対象事業者)

第3条 補助金の交付対象事業者は、以下の全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 町内に事業所を有し、営業を行っていること。

(2) 町税を滞納していないこと。

(3) 同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団法人等）から補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定もないこと。

(4) 清水町暴力団排除条例（平成24年清水町条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助対象経費は、求人にあたり、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用し、短期雇用が成立したことへの対価として、当該サービスを提供する事業者を支払った利用料とし、消費税額及び地方消費税額、並びに振込手数料は当該利用料から除くものとする。

2 補助率等は、補助対象経費の10分の10とし、1事業者当たり5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清水町企業人材確保支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の対象年度内に町長に提出しなければならない。なお、本補助における交付申請は、1企業当たり1回限りとする。

(1) 補助対象経費明細書（様式第2号）

(2) サービス提供事業者を支払う利用料の内訳が分かる書類

(3) 利用料の支払完了が分かる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等の指令)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査しその適否を決定し、清水町企業人材確保支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助の決定に当たって、必要に応じ条件を付すことができるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者が、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、期日を定め補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が本補助金交付決定内容、又はこれに付した条件に相違していると認められるときは、本補助金の交付の全部、又は一部を取消すことができる。

2 前項の規定は、対象事業について交付すべき補助金額の交付があった後においても適用する。

3 町長は、補助金交付決定の全部、又は一部を取消した事業者に対し、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を命ずることができる。

4 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、清水町企業人材確保支援事業交付決定取消通知書（様式第4号）を交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。